

令和3年3月23日  
福祉部福祉課

## **江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

### **1 改正の理由**

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本条例の一部を改正する。

### **2 改正の概要**

#### **共同生活住居の数について**

省令の改正に伴い、指定認知症対応型共同生活介護事業所に設置する共同生活住居の数の基準に関する例外規定が削除されたため、当該基準を定める規定を削除する。

### **3 施行期日**

令和3年4月1日

### **4 新旧対照表**

次頁のとおり

江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次に掲げる事項について規則で定める。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる事項のほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関するもの <u>(第8条に規定するものを除く。)</u></p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p><u>(指定認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準)</u></p> <p>第8条 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下とする。</u></p> <p>第9条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次に掲げる事項について規則で定める。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる事項のほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関するもの</p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>